様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月12日

松山市長　殿

提出者

住　所　愛媛県松山市山越３丁目15-15

氏　名　共立建設株式会社中四国支店
四国営業支店

支店長　渡邊 広行

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０８９－９２６－０８５５

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	共立建設株式会社　中四国支店　四国営業支店
事業場の所在地	愛媛県松山市山越３丁目15-15
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	前年度　元請完成工事高　10億円
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本工業規格　Ａ列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

支店長　（廃棄物処理総括責任者）
├── 安全品質環境推進部　部長
└── 工事部　部長（産業廃棄物管理担当）
　　├── 工事現場管理責任者（産業廃棄物管理責任者）
　　└── 処理計画作成担当</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和４年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙２のとおり</td><td>―</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>―　　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・施工法の工夫（汚泥、木くず、金属くず、混合廃棄物）
・工場加工の推進（木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず）
・簡易梱包の実施（木くず、紙くず、廃プラスチック類）
・余剰材の回収、利用（木くず、金属くず）
・プレハブ化の推進（木くず、紙くず、廃プラスチック類）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td>―</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>―　　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
上記、現状の取組を維持する。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、廃石膏ボードを分別する為、専用保管ﾔｰﾄﾞを設置する。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
上記、現状の取組を維持する。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和４年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和４年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	― t	― t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和４年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

実施していない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施予定なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和４年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙２のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外
の熱回収を行う業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・委託先処理業者の許可条件、処理能力、最終処分場の残存容量を確認の上委託標準に則り委託契約を行うとともに、適正に処理されていることをマニフェスト等で確認している。
・委託先処理業者の中間処理施設及び、最終処分場の現地確認を定期的に実施している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
現状の取組を維持するほか、下記に取り組む。
・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。
・熱回収可能な廃棄物は、可能な限り熱回収を行う業者へ処理を委託する。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

④産業廃棄物の一連の処理の工程

■建設工事（建築工事、土木工事及び解体工事）

・ 汚泥：（再生利用）中間処理業者に再資源化処理を委託して、再生改良土や再生路盤材として
再生資源化
・ 廃プラスチック類：中間処理業者に委託して、製紙や燃料用の原材料として利用
・ 紙くず：中間処理業者に委託して、製紙や燃料用の原材料として利用
・ 木くず：中間処理業者に再資源化処理を委託してチップ化し合板や燃料用の原材料として
再資源化及び、熱回収業者へ委託し焼却時の熱を利用し発電を行う。
・ 金属くず：中間処理業者に委託し、鋼材等の原材料として利用
・ ガラスくず、陶磁器くず：中間処理業者に委託して、破砕後安定型最終処分場に埋立処分
・ 廃石膏ボード：湿潤していない廃ボードは再資源化することを前提として中間処分施設に搬出する
湿潤している廃ボードは破砕処理した後、管理型埋立処分
・ がれき類：再生利用業者に再生資源化処理を委託して、再生砕石や再生路盤材として再資源化
・ 石綿含有廃棄物：最終処分業者に委託して、安定型・管理型最終処分場に埋立処分
・ 建設混合廃棄物：中間処理業者に委託して、選別・破砕処理し再生利用できるものは再資源化
再生利用できない物は安定型・管理型最終処分場に埋立処分

別紙２

令和４年度の産業廃棄物発生量　（実績）

（単位：ｔ）

項目 / 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
						全処理委託量				
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
02 汚泥	0.07					0.07				
06 廃プラスチック類	0.74					0.74	0.74	0.74		
12 金属くず	45.20					45.20	45.20	45.20		
13 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、廃石膏ボード	4.93					4.93	4.93			
15 がれき類	150.36					150.36	150.36	150.36		
20 建設混合廃棄物	17.10					17.10	17.10	17.10		
21 安定型混合廃棄物	6.76					6.76	6.76			
22 管理型混合廃棄物	27.04					27.04	27.04			
100 廃石綿等	4.20					4.20	4.20			
合計	256.40	0.00	0.00	0.00	0.00	256.40	256.33	213.40	0.00	0.00

別紙３

令和５年度の産業廃棄物発生量計画　（目標）

（単位：ｔ）

項目 / 産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	③自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		④自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	⑤産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
							全処理委託量			
	産業廃棄物の搬出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
02 汚泥										
06 廃プラスチック類	20					20	20	20		
07 紙くず										
08 木くず	120					120	120	120		120
12 金属くず	100					100	100	80		
13 ガラス、コンくず、陶磁器くず、廃石膏ボード	10					10	10	2		
15 がれき類	1,700					1,700	1,550	1,700		
20 建設混合廃棄物	10					10	10	10		
21 安定型混合廃棄物	10					10	10	0		
22 管理型混合廃棄物	20					20	20	0		
100 廃石綿等	15					15	15	15		
合計	2,005					2,005	1,855	1,947		

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。